

平成27年度 長崎県薬物乱用対策実施計画

(長崎地方検察庁)

麻薬特例法の積極的な適用を図るなど、加重処罰の実現を図る。

関係機関との連携を密にし、共同摘発を行うなど集中的な取締りを推進する。

(長崎少年鑑別所)

観護措置決定により入所した在所者全員を対象に、意図的行動観察の一環として教育的視聴覚教材保健DVDシリーズ「薬物乱用と健康」について、退所するまでの間に必ず視聴させ、視聴後に在所者に感想文を書かせることにより、薬物乱用が人体にもたらす害悪及び違法性を考えさせる。

薬物事犯により入所した在所者に対しては、教育的視聴覚教材を視聴させるとともに、薬物事犯に係る書籍を閲読させ、その後に職員が当該在所者に対して個別面接を実施し、薬物に対する問題意識の浸透度を確認した上で、家庭裁判所に提出する鑑別結果通知書の資料としても活用する。

在所者の健全な育成のための支援の一環として実施している「育児体験支援」の実施時においても、薬物乱用が子どもに与える害悪等について学ばせる。

(長崎保護観察所)

社会を明るくする運動(平成27年7月1日~平成27年7月31日)

- ・法務省主唱の「第65回社会を明るくする運動」強調月間中、県内の各地で犯罪・非行防止活動と併せて薬物乱用防止について啓発活動を行う。

刑の一部執行猶予制度の説明や覚醒剤事犯者に対する引受人会、薬物依存のある保護観察対象者に対する地域支援ガイドラインに係る関係機関との連絡会を実施していく。

(福岡入国管理局長崎出張所)

空海港から入国する入管法第5条該当者(上陸拒否事由)該当者の発見

- ・麻薬等の取り締まりに関する日本国又は外国の法令に違反して刑に処せられたことのある外国人、麻薬等の薬物又はあへんを吸引する器具を不法に所持する外国人等入管法第5条該当者に対して、引き続き厳格な上陸審査を実施する。

関係機関相互の情報交換の活性化及び更なる連携の強化

広報活動

- ・密輸入に関する情報収集活動を推進し、広く一般市民に密輸入に関する情報提供を呼びかける。

(長崎税関調査部)

薬物乱用防止に対する取組み

- ・一般市民に対して不正薬物の密輸入情報提供の協力依頼を行うとともに、小・中・高校生を対象と

した「薬物乱用防止教室」や一般市民を対象とした「薬物乱用防止キャンペーン」を実施し、薬物乱用防止の啓発活動を実施する。

- ・また、平成27年度の関税法改正により、医薬品、医療機器等法上の指定薬物が関税法に規定される輸入してはならない貨物に追加されたことに伴う広報等による啓蒙活動を実施する。

不正薬物の密輸水際阻止に対する取組み

- ・不正薬物を水際で阻止するため、不正薬物の製造等が懸念される要注国からの船舶や航空機の旅客・乗組員及び商業貨物に対する取締り、検査を実施する。
- ・特に5月及び10月を「薬物取締強化月間」として設定し、更なる取締強化を図る。

関係機関との連携に関する取組

- ・警察、海上保安庁、厚生局麻薬取締部等の関係取締機関との共同取締りや情報交換等を推進し、不正薬物取締りに向けた更なる連携強化を図る。

(九州厚生局麻薬取締部)

不正大麻・けし撲滅運動の実施（平成27年5月1日～6月30日）

- ・不正大麻・けしの抜去（九州管内）

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施（平成27年6月20日～7月19日）

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動6・26ヤング街頭キャンペーンへの参画（福岡市、北九州市）

「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」の実施（平成27年10月1日～11月30日）

- ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動九州地区大会への参画（11月、宮崎市）

薬物中毒対策連絡会議、再乱用防止対策講習会の開催（9月、福岡市）

組織的な薬物密輸・密売事犯の摘発

- ・暴力団等の組織の中枢に位置する首領や幹部の検挙、薬物の押収及び薬物犯罪収益の剥奪を徹底する。

危険ドラッグの取締の推進

- ・危険ドラッグの供給の遮断と需要の根絶。デリバリー型販売に対する取締の強化。

インターネット等を利用した薬物密売事犯の摘発

乱用者の取締強化

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物の蔓延によって、薬物乱用者の裾野拡大が懸念されることから、薬物需要をより一層削減するため、薬物乱用者の取締を強化する。

正規流通麻薬等事犯への厳正な対応

- ・正規に流通している麻薬・向精神薬等の医療機関等での不適正な取扱いや医療機関等から入手した向精神薬の不正譲渡、密売事犯が依然として発生していることから、これらを取り扱う者に対する立入検査を継続し、法令違反があった場合には厳正に対処する。

関係機関相互の情報交換の活性化及び更なる連携強化

- ・九州地区麻薬取締協議会の開催（6月、沖縄県）
- ・関係機関との情報交換の実施

（長崎海上保安部）

密輸入に関する情報収集活動の推進、一般市民に対する密輸入に関する情報提供の呼びかけ及び危険ドラッグ使用の危険性等について、キャンペーン、シンポジウム、大会、講習会での啓発活動

不正薬物の要注意国を仕出しとする外国船舶に対する合同立入検査の計画・実施

コントロールド・デリバリー捜査等を積極的に検討・活用

関係機関相互の情報交換の活性化及び更なる連携強化

密輸水際対策のための、巡視船艇、航空機を使用した沿岸部夜間パトロールの強化

漁業者、協力員等による監視・通報体制強化

（長崎県警察本部 組織犯罪対策課）

更なる危険ドラッグ対策の強化

- ・平成26年度中の政府主導による各種危険ドラッグ対策により、販売店舗がほぼ一掃される等、一定の成果が見られたが、全国的には危険ドラッグの乱用者による交通事件・事故など二次的の発生が相次いでいるため、引き続き各種法令を駆使して乱用者の徹底検挙に努め、危険ドラッグの根絶を目指す。

若年者対策の推進

- ・薬物乱用防止教室の積極的な開催、各大学と協調した新入学生及び新社会人対象の薬物乱用防止講話の実施など、若年者対策を推進する。

各種法令の適用による組織的な密売事犯の検挙

- ・末端乱用者に対する徹底した突き上げ捜査を推進することに併せて、麻薬特例法などの各種法令を積極的に活用し、暴力団が絡む薬物密売組織の全容を解明し、検挙することにより、暴力団組織の資金源封圧を目指す。

末端乱用者の徹底検挙

- ・社会から薬物を根絶するためには、需用と供給の両面から絶つ必要があることから、末端乱用者を徹底検挙し、需要の遮断を図る。

薬物乱用防止広報の実施

- ・積極的な街頭キャンペーンを実施するほか、メディアを利用したの薬物乱用防止広報等、県民に広く薬物乱用防止広報を実施する。

関係機関相互の情報交換の活性化と更なる連携強化

- ・薬務行政室や長崎税関等の薬物乱用防止対策・取締りに係る関係機関と平素からの情報交換・情報共有体制を確立し、会議等の機会を捉えて連携強化を図る。

（長崎県警察本部 少年課）

少年への薬物の供給遮断対策の推進

（1）薬物密売等に関する情報収集の強化

- ・サイバーパトロール等あらゆる警察活動を通じて情報の把握に努める。

(2) 供給遮断に向けた取締りの強化

- ・密売人の検挙のほか、密売組織の解明及び壊滅に努め、少年への薬物の供給遮断を図る。

薬物乱用少年の早期発見・補導等の強化

(1) 街頭補導の強化

- ・少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導を強化する。

(2) あらゆる警察活動を通じた早期発見の推進

- ・街頭補導のほか、少年相談等あらゆる警察活動を通じて、薬物乱用少年の早期発見に努める。

(3) 薬物乱用少年に対する取締りの強化

- ・薬物乱用少年に対する取締りを強化し、検挙を通じて当該少年の更生を図る。

少年の薬物乱用に関する相談窓口の利用促進

- ・薬物乱用防止教室や街頭キャンペーン等の様々な機会を活用して少年相談活動及び相談窓口を周知し、利用促進を図る。

学校及び教育委員会との連携の強化

(1) 学校及び教育委員会との情報の共有

- ・学校警察連絡協議会等を通じて、学校及び教育委員会と少年の薬物乱用の実施等について情報の共有を図る。

(2) 薬物乱用防止教育の充実強化

- ・学校等との連携を図りながら、薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員やスクールサポーターを学校に派遣し、薬物乱用の実態等を踏まえた薬物乱用防止教室を積極的に開催する。なお、薬物乱用防止広報車「あすなろう号」の派遣にも配慮し、視覚・視聴に訴える効果的な広報活動を推進する。

薬物の再乱用防止対策の推進

(1) 継続補導の推進

- ・薬物乱用少年を把握したときは、必要に応じて継続補導を実施する。

(2) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

- ・薬物の再乱用の可能性が認められる少年が漏れることのないように留意し、個々の少年に応じた立ち直り支援活動を推進する。

広報啓発活動の推進

- ・関係機関・団体、少年警察ボランティア等と連携したキャンペーンの実施、各種の広報媒体を活用した情報発信等、少年の保護者や地域社会を対象とした幅広い広報啓発活動を展開し、薬物乱用根絶意識の高揚を図る。

(長崎県教育庁 児童生徒支援室)

関係会議・研修会等における関連事項の指示、説明

- ・各種管理職研修会等
- ・中・高・特別支援学校新任生徒指導主事・新任カウンセラー研修会

- ・カウンセリングリーダー養成研修講座
- ・高等学校、特別支援学校生徒指導主事秋季研修会
- ・高等学校、特別支援学校カウンセラー秋季研修会
- ・各地区中・高生徒指導連絡協議会

各種講習会における啓発活動の推進

- ・情報モラル講話等児童生徒や保護者向け講習会等における広報啓発の実施

夏季及び冬季休業中、年度末における生徒指導に係る文書の発出

- ・体育保健課との連携

問題行動発生時の情報収集と対応

- ・学校、市町教育委員会、警察との連携
- ・「学校と警察の相互連絡制度」の活用

いのちを輝かせて生きる子どもを育成する道徳教育の推進

- ・文部科学省・県教育委員会作成資料の活用
リーフレット「長崎県の道徳教育」（指針・実践編・推進編）、
心の教育資料集「長崎っ子に贈る50の話」
- ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の活用
- ・「長崎っ子さわやか運動」

（長崎県教育庁 体育保健課）

教育委員会等関係機関、関係団体との連携による広報啓発活動の推進

（講師等を関係団体へ依頼）

- ・県薬剤師会（各学校薬物乱用防止教室講師、指導者研修会実践発表）
- ・県警察本部生活安全課（各学校薬物乱用防止教室実践発表）
- ・県福祉保健部薬務行政室（指導者研修会講師）

（文書にて通知）

- ・薬物乱用防止教室の充実について（「薬物乱用防止教室」の開催依頼）
- ・各関係機関、関係団体からの啓発資料の送付（通知、依頼、案内等）
- ・薬物乱用防止教室の充実について（年度途中で再度依頼）

小学校・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の開催

- ・小学校での外部指導者による開催
- ・各中学校での外部指導者による開催
- ・各高等学校全学年を対象とした外部指導者による開催

ポスター、パンフレット、リーフレット等による啓発活動

文部科学省、厚生労働省等からのポスター、パンフレット等の配布予定

その他の研修会等での啓発活動

- ・保健主事研修会 6月12日（教諭・養護教諭）

- ・学校保健・学校安全推進研修会 8月26日(学校職員)
- ・薬物乱用防止教室推進事業 8月23日(学校薬剤師・保健所職員・警察職員等)
- ・新規採用養護教諭研修会 1月29日

薬物乱用対策に係る事業名

- ・事業名：「平成27年度薬物乱用防止教室推進事業」

(学事振興課)

薬物乱用防止教室の推進

- ・全私立教頭・副校長会、教務主任会において、薬物乱用教室の実施依頼。
- ・全私立小・中・高等学校に対して薬物乱用防止教室の実施状況調査。

(実施時期、回数、対象、講師等)

広報・啓発活動の推進

- ・文書による通知。
- ・各種研修会の案内。
- ・薬物乱用防止に係るポスター、パンフレット、リーフレット等の配布。

関係機関との連携強化

- ・学校及び関係部署との連携強化。
- ・学校と警察の相互連絡制度の活用。

(広報課)

新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等による広報活動を行う。

(障害福祉課)

「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」に基づく措置入院制度の適正な運用

長崎こども・女性・障害者支援センター実施計画

(1) 個別(来所)相談の実施

- ・来所相談：月曜日～金曜日(土日、祝日、年末年始を除く)9:00～17:45

(2) 家族教室・相談の開催

- ・来所相談を行い、希望があった家族に対して家族教室を行う。日時は家族と日程調整の上、決定する。

(3) アルコール・薬物関連問題研修会

- ・依存症者の家族を対象としたプログラムとして開発され、治療困難な薬物・アルコール依存症の家族支援に有効な手法であると注目されているCRAFTに関する研修会を開催する。

日時：平成27年7月31日(金)13:00～17:00

場所：長崎タクシー会館 4階大会議室

講師：藍里病院 副院長 吉田精次氏(精神科医)

(4) 他機関主催の薬物関連会議等への参加

(こども未来課)

カラオケボックス等への立寄り及び営業者への協力依頼

- ・カラオケボックス店をはじめ、インターネットカフェ、ゲームセンター、コンビニ、薬局等への立ち入りを実施し、危険ドラッグの把握に努め、営業者に対し薬物乱用防止に関する協力依頼を行う。

青少年の非行・被害防止全国強調月間（平成27年7月予定）

- ・薬物乱用防止に関する啓発活動と併せ、青少年に影響があると考えられる薬物取扱店や事業所等に対して、立入調査を実施し、営業者に対して薬物乱用防止に関する指導とともに協力を依頼する。

全国子ども・若者育成支援強調月間（平成27年11月予定）

- ・薬物乱用防止に関する啓発活動と併せ、青少年に影響があると考えられる薬物取扱店や事業所等に対して、立入調査を実施し、営業者に対して薬物乱用防止に関する指導とともに協力を依頼する。

関係団体との連携

- ・長崎県少年センター補導委員連絡協議会及び長崎県少年補導センター連絡協議会等の青少年健全育成に関わる各種団体との連携を図るとともに、それらの団体が行う研修会等に積極的に参加し、補導の際の参考となる事項などについての情報提供や指導助言を行うことにより、繁華街や公園など、少年がシンナー等を含めた薬物を乱用するおそれのある場所に対する街頭補導活動等の強化を図る。

その他キャンペーン、シンポジウム、大会、講習会での啓発活動

- ・薬務行政室と連携し「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンへの積極的参加のほか、広く他関係機関・団体・事業所等と連携して薬物乱用防止に関する啓発活動を実施する。
- ・青少年健全育成、環境浄化の県民運動である「ココロねっこ運動」をはじめ、青少年健全育成の各種会議や研修会等を通じて、薬物乱用防止に関する協力依頼と啓発活動を推進する。

(薬務行政室)

小学校、中学校、高等学校における薬物乱用防止教室へ講師の派遣

- ・保健所等職員、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師等
- ・各種研修会への講師の派遣
- ・小学生用の薬物乱用防止パンフレットを作成し、薬物乱用防止教室等に提供する。

中学校・高等学校における薬物乱用防止推進ポスターの募集

- ・県内の中学生、高等学校生を対象に薬物乱用防止推進ポスターを募集し、覚醒剤・危険ドラッグ等薬物乱用による保健衛生上の危害防止について意識の高揚を図り、薬物乱用を許さない社会環境作りを目指す。

大学生に対する啓発活動の推進

- ・大学生等に対し、薬物乱用について効果的な啓発を行うため、各大学教官と学生担当職員及び関係機関による協議会を運営する。
- ・長崎県大学及び短期大学薬物乱用防止連絡会議を開催し、各大学学生支援担当部局を通じ、大学生

に対する啓発を推進する。

長崎県薬物乱用防止指導員（388人）及び同協議会（10地区）を通じた啓発活動

- ・県下に388人の薬物乱用防止指導員を任命
- ・薬物乱用防止指導員の日常活動を通じた地域啓発活動を実施する。
- ・長崎県薬物乱用防止指導員協議会を開催する。
- ・地区協議会・研修会を開催する。
- ・薬物乱用防止中堅指導員研修会へ派遣する。
- ・薬物乱用防止指導員協議会と協力し、地域におけるミニ集会開催を支援し、薬物乱用防止を許さない環境作りを目指す。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施（平成27年6月19日～7月20日）

- ・県内各保健所地区において6・26「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンを開催。
- ・国連支援募金への協力
- ・第97回全国高等学校野球選手権長崎県大会における「ダメ。ゼッタイ。」横断幕の掲示。
（場所：ビッグNスタジアム、佐世保市営球場）

各種広報活動の推進活動

- ・新聞、テレビ、ラジオ、関係機関等の広報誌、ホームページによる広報活動
- ・県全世帯広報誌、県政記者室へ情報提供を適宜行う。

ポスター、パンフレット、リーフレット、映画、ビデオ等による啓発活動

- ・危険ドラッグの内容を含んだ啓発用資材を作成・配布する。
- ・地域での薬物乱用防止講習会開催時にDVD等の視聴覚資材の貸し出しを行う。

「不正大麻・けし撲滅運動」の実施（平成27年4月1日～6月30日）

実施時期を1か月間早め、4月から6月までの3か月間とし、不正大麻・けしの発見に努める。

「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」の実施（平成27年10月1日～11月30日）

- ・薬物乱用防止推進ポスター展
- ・薬物乱用防止推進ポスター入賞作品及びパネル等を展示する。
- ・県内各地でキャンペーン等を実施する。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく措置入院制度の適正な運用

- ・「麻薬及び向精神薬取締法」第58条の2に基づく麻薬中毒者の届出
- ・「麻薬及び向精神薬取締法」第58条の3に基づく観察指導対象者
- ・「麻薬及び向精神薬取締法」58条の8に基づく入院措置

保健所、薬務行政室に設置している相談窓口の周知及び相談体制の充実を図る

医療用麻薬・向精神薬取扱者に対する指導監督の徹底

- ・疼痛緩和医療の積極的な実施により、今後も医療用麻薬の使用量が増加することが予想される。今年度も引き続き県内各地で麻薬取扱者に対する講習会を開催し、事故等の未然防止につとめる。
- ・向精神薬の不正流通が問題となっていることから、取扱量の多い医療機関、医薬品卸売業者等へ重点的に立入調査を実施する。

危険ドラッグの対策の強化

- ・インターネット等で販売している商品の買上調査
- ・インターネットを定期的に監視し、県内を拠点とした販売業者を把握する。
- ・販売業者を確認した場合、当該店舗に販売自粛等の要請を行う。
- ・関係捜査機関との連携
- ・県民の健康被害状況の把握に務める。